

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分市長

## 公表日

令和7年9月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳になつて最初の3月31日を迎えるまでの者。ただし、心身に一定の障がいがある場合は20歳までの者。以下同じ。)や父又は母が重度の障がいの状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童の父又は母や父又は母に代わってその児童を養育している者に児童扶養手当を支給している。</p> <p>児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、審査等に関する事務</li><li>②児童扶養手当証書に関する事務</li><li>③額の改定の請求の受理、審査等に関する事務</li><li>④未支払の手当の請求の受理、審査等に関する事務</li><li>⑤各種届出の受理、審査等に関する事務</li></ul> <p>※⑤の届出(現況届)については、サービス検索・電子申請機能による受領を含む。</p>
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[      実施する      ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 大分市 企画部 デジタル戦略局 情報政策課
②所属長の役職名	子育て支援課長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町3番45号 電話 097-534-6111(代表)
-----	--

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ ] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ ] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、定期的に内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(新規追加)	※(5)の届出(現況届)については、サービス検索・電子申請機能による受領を含む。	事前	
平成30年7月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(新規追加)	サービス検索・電子申請機能	事前	
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か 1.対象人数	平成27年8月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か 2.取扱者数	平成27年8月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年6月21日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	事前通知事項
令和6年9月30日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。	平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。	事後	
令和6年9月30日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の37の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事項を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	・番号利用法第9条第1項 別表56の項	事後	
令和6年9月30日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当法による手当の支給に関する情報」が含まれる13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 :主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法による手当の支給に関する事務」が含まれる57の項 :主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31条	(情報提供の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	事後	
令和6年9月30日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	大分県大分市荷揚町2番31号	大分県大分市荷揚町3番45号	事後	
令和7年9月2日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 大分市 企画部 情報政策課	大分市 子どもすこやか部 子育て支援課 大分市 企画部 デジタル戦略局 情報政策課	事後	